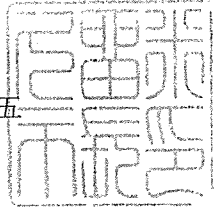


久留米市公告第 28 号

令和 6 年度市民活動保険業務について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 2 月 19 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名：令和 6 年度市民活動保険業務
- (2) 履行場所：久留米市内（必要に応じ市外の場合有）
- (3) 業務内容：別紙「令和 6 年度 市民活動保険業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和 6 年 6 月 1 日 16 時から令和 7 年 6 月 1 日 16 時まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：事後公表
- (6) 最低制限価格：なし
- (7) 支払条件：前金払い あり
部分払い なし

2 入札に参加するものに必要な資格

入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（保険証券に記載される代表者）の次に掲げる所在地の区分に応じ、それぞれに定める地方税等を完納していること。ただし、その所在地が福岡県外である者を除く。（「5 入札方法」（1）オの表を参照すること。）
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてそ